

職業訓練指導員免許資格要件一覧表

区分	NO	内 容	実務 経験 (年)	根 拠			
				申請資格	該当法令		
申請のみで免許交付	1	指導員訓練のうち、長期課程及び専門課程修了者	0	長期・専門課程指導員訓練修了者	職業能力開発促進法第28条第3項	1号	
	2	職業訓練指導員試験の合格者	0	職業訓練指導員試験合格者		2号	
	3	1級の技能検定又は等級に区分しないで行う技能検定(単一等級の技能検定)の合格者で、厚生労働大臣が指定する講習(48時間講習)を修了した者	0	技能検定1級合格者48講習修了者		施行規則第39条	1号
	4	免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状(教育職員免許法第4条第1項)を有する者	0	教員免許第4条第1項所有者			2号
	5	旧法の職業訓練指導員訓練で長期又は短期訓練の課程を修了した者	0	旧法長期・短期指導員訓練課程修了者			3号
	6	旧法の職業訓練指導員試験に合格した者	0	旧法指導員試験合格者			4号
	7	総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者であって、長期養成課程の職業能力開発研究学域において職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者	0	職業能力開発研究学域履修者			5号
	8	指定講習受講者資格者であって、短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者	0	指定講習受講資格・短期養成課程履修者			6号
指定する48時間講習を修了した者で申請により免許証交付	9	学校教育法による大学(短期大学は除く)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2	大卒2年以上実務経験者48講習修了者	第3号	規則附則第9条第1項	1号
	10	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4	短大・高専卒実務4年以上48講習修了者			2号
	11	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1	応用課程技能照査合格48講習修了者			2号の2
	12	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3	専門課程技能照査合格48講習修了者			2号の3
	13	専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6に定めるところにより行われるものを修了した者	4	専門課程実務経験4年48講習修了者		昭和44年労働省告示第38号	1号
	14	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6	普通課程技能照査合格48講習修了者			1号の2
	15	普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2に定めるところにより行われるものを修了した者	7	普通課程実務経験7年48講習修了者			1号の3
	16	短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に定めるところにより行われるものを修了した者(700時間以上)	10	短期課程実務経験10年48講習修了者			2号
	17	専修訓練課程の普通職業訓練修了者(昭和53年改正規則附則第2条第1項)	10	専修訓練課程実務経験10年48講習修了者			3号
	18	外国の大学であって学校教育法による大学(短期大学を除く)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2	大卒2年以上実務経験者48講習修了者			4号
	19	旧法の認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法(昭和22年法律第49号)の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者	7	旧法認定訓練・技能者養成実務経験7年48講習修了者			5号
	20	学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7	免許関連高卒実務経験7年48講習修了者			6号
	21	旧法による専門的的技能に関する職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者	8	旧法専門的訓練・認定訓練修了者48講習修了者			7号
	22	旧法による基礎的的技能に関する職業訓練(1年及び1,800時間)又は旧法の公共職業補導所(1年及び1,824時間)を修了した者	10	旧法基礎的訓練補導所修了者48講習修了者			8号

区分	NO	内 容	実務 経験 (年)	根 拠			
				申請資格	該当法令		
指定する 48時間講習 を修了した者で 申請により免許証交付	23	旧法施行前の失業保険法の職業訓練(1年及び1,824時間)を修了した者	10	失保法1年訓練・実務10年48講習修了者	職業能力開発促進法第28条第3項	昭和44年労働省告示第38号	9号
	24	改正省令前の都道府県が設置する施設で、家事サービス職業訓練を担当している者	0	家事サービス職業訓練担当者48講習修了者			10号
	25	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	特別高等訓練技能照査合格48講習修了者			11号
	26	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	特別高等訓練実務経験4年48講習修了者			11号の2
	27	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	高等訓練課程技能照査合格48講習修了者			11号の3
	28	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者	7	高等訓練課程実務経験7年48講習修了者			12号
	29	旧訓練法規則による専修訓練課程の養成訓練修了者	10	専修訓練課程実務経験10年48講習修了者			13号
	30	厚生労働省人材開発統括官が認めた者(15年特例)	15	15年特例			14号

「旧法」----- 廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)

「旧訓練法規則」----- 昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)

「改正省令」----- 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年労働省令第2号)

「昭和53年改正規則」-- 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)

「15年特例」----- 新たに訓練科が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係る実務経験が15年以上である者